

## 伊賀市土砂等の埋立て等による土壤汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市土砂等の埋立て等による土壤汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成30年伊賀市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (土砂等の安全確認)

第3条 条例第4条第1項に規定する安全は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3に定める基準値以下であることとする。

2 地歴等から土壤汚染が無いことが明白である場合は、土壤調査は省くものとする。

### (災害の発生を防止するための必要な措置)

第4条 条例第4条第2項の必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埋立て等の法面の勾配を30度以下とすること。
- (2) 滑りやすい土質の層がある場合は、滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (3) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、すべり面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。
- (4) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に適合するものとする。
- (5) 埋立て等の高さが5メートル以上である場合は、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けること。
- (6) 事業区域内の雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。
- (7) 埋立て等完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の必要な措置を講ずること。
- (8) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。

### (事業の届出)

第5条 条例第8条の規定による事業の届出は、土砂等による土地の埋立て等届出書（様

式第1号) により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域の位置図・平面図・断面図・公図・謄本
- (3) 事業区域の土地所有者の同意書
- (4) 事業区域の埋立て等の前の全景写真
- (5) 事業区域の地元への説明会の報告書
- (6) 土砂等の発生場所の位置図・平面図
- (7) 土砂等の発生場所の全景写真
- (8) 搬入する土砂等の土壌検査結果書
- (9) 土砂等の発生場所の地歴調査書
- (10) 土砂等の運搬経路図
- (11) 各施設管理者（道路、水路、河川等）との協議済書
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定により提出した書類等の内容に変更が生じたときは、変更事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第6条 条例第8条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる法令に基づく許認可を受けた事業とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）
- (7) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）

2 条例第8条第3号の規則で定める埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋め立て等

(2) 運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保持する目的で通常管理行為として行う埋め立て等

(標識の設置)

第7条 条例第9条の標識は、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第2号）とする。

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

土砂等による土地の埋立て等届出書

年 月 日

伊賀市長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条の規定により、下記の事業について届け出ます。

記

1 事業区域の位置

2 事業区域の面積

m<sup>2</sup>

3 埋立て量

m<sup>3</sup>

4 埋立て高さ

m

5 土砂等発生場所の位置

6 事業期間

7 担当者氏名・連絡先

様式第2号（第7条関係）

土砂等の埋立て等に関する標識	
特定事業を行う場所	
特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
事業の期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の面積	m <sup>2</sup>
土砂等の搬入予定量	m <sup>3</sup>

備考 縦は120センチメートル以上、横は90センチメートル以上とすること。

様式第3号（第8条関係）

（表）

第 号
身分証明書
所 属
氏 名
上記の者は、伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生 の防止に関する条例第10条の規定により立入り調査をする職員 であることを証明する。
年 月 日
伊賀市長 印

（裏）

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生 の防止に関する条例第10条（抜粋） （立入調査） 第10条 市長はこの条例の施行に必要な限度において、その職員に 事業区域に立ち入り土砂等の埋立て等の状況について調査させる ことができる。 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
---